

兵庫県待機児童対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法附則第14条第4項に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町の区域を越えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性が高いものについて、市町の取組の支援をより実効的なものとするため、兵庫県待機児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 前条の目的を達成するために必要な協議事項は、協議会が別に定める。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、座長及び構成員をもって組織する。

2 座長は、兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長とする。

3 構成員は、協議会に参加する県内市町保育主管課長等とする。

4 協議会において、必要がある時には、学識経験者や保育事業者等の臨時委員を置くことができる。

(招集等)

第4条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて協議会に構成員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。